

# 提言 配偶者により子供を連れ去られた方のための共同養育総合的パッケージ 概要（令和4年5月16日）

## 子を連れ去られた方・真のDV被害者の状況

子を連れ去られた方	真のDV被害者
<ul style="list-style-type: none"> <li>警察の対応が不十分</li> <li>事実関係について、反論の機会がない</li> <li>特に男性が子を連れ去られた場合、相談など支援が不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭内という密室で起きる暴力であることなどを踏まえ、不確実な中でも迅速な保護の必要性</li> <li>相談自体を秘匿する必要性</li> <li>保護に至らないケースが多い</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票写しの交付制限等の支援措置が行われた場合、反論の機会なく相手配偶者の居場所が秘匿され、交渉が不可能になる</li> <li>虚偽のDV被害申立てによる支援措置であっても、継続性の原則により子を連れ去った側が調停等において親権を認められやすいことになる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少ない情報の中でも迅速に保護する必要</li> <li>虚偽による各種保護制度の濫用は制度の正当性を失わせるおそれ</li> <li>DV加害者への居場所の秘匿による被害者保護の要請</li> <li>真のDV加害者によるDV行為の悪化や事件を惹起するおそれ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>親子交流が実施されないケースが多数存在。適切な親子交流により第三者からの子への虐待を予防可能</li> <li>子を連れ去った配偶者が、子を使った嫌がらせを行うケースが存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子交流について、心理的・経済的な負担</li> <li>配偶者暴力と同時に子への虐待があるケースは、加害親との接触が子に甚大な悪影響</li> <li>子供への虐待がある場合は親子交流は好ましくない</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>子と引き離される苦痛に加え、社会的偏見に直面</li> </ul>	

## <総合的対応パッケージ>

### <相談支援の充実等>

- 男性・外国人も含め連れ去り被害者に対応できる相談窓口の設置等の促進【内閣府、総務省】
- 警察における真摯な相談対応【警察庁】
- 検察における国会答弁を踏まえた運用【法務省】

<変容を望む被害者支援・加害者対応>  
加害者プログラムの早期実現、DV被害者支援【内閣府】

### <住民票写しの交付制限等の支援措置に係る適正手続等>

- 万が一の被害を避けるための措置であることに留意し、請求者の尊厳を過度に傷つけるような記述や窓口対応をしないこと
- 住民票写しの交付制限等に対し、行政不服審査請求の利用が可能であること、意見陳述の機会が付与されることの案内の徹底。利用状況等を把握し、延長の際の判断事項の在り方、不服審査の負担の軽減について検討【総務省】

### <「継続性の原則」からの脱却>

- 「連れ去り勝ち」を防ぐため、真のDV被害者が委縮することがないように十分留意した上で、親権の決定に当たっては、連れ去り後の子の監護期間ではなく、正当な理由（配偶者暴力・子への虐待）なく子どもを連れ去ったことや協議に応じないこと、虚偽の申請により支援措置等を用いたことが十分考慮されるようにすべき【最高裁】
- 真のDV被害者が委縮しないよう十分留意した上で、「子の引き渡し調停」が早期に解決する運用を行い、是正されなければ制度の新設を検討【最高裁、法務省】

### <対面しない交渉機会（タッチポイント）の確保>

- 弁護士などの専門家による仲介など、DV被害者の居場所を秘匿しつつ、相手配偶者との交渉を進める仕組みの整備【内閣府】

### <親子交流等の円滑化>

安全確保を前提に離婚届受付の際の親子交流等の情報を得られる仕組み、DV当事者双方が接しない親子交流・支援の推進、支援団体の利用費負担軽減【総務省、法務省、文科省、厚労省】

### <子の最善の利益の徹底>

子への虐待（面前DVや子を使った嫌がらせ、第三者からの虐待を含む。）があった場合の親権変更や面会制限【法務省】